二　次のイ及びロに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
イ　前号イに該当する中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
(1)　前号イに該当する被保険者が生じた中小企業事業主　被保険者一人につき三十万円（一の年度において当該被保険者の数が五を超える場合は、五人までの支給に限る。）
(2)　(1)に該当する被保険者について、(1)の規定による支給を受けた中小企業事業主であつて、当該被保険者を介護休業の終了後三箇月以上継続して雇用したもの　被保険者一人につき三十万円
ロ　前号ロに該当する中小企業事業主　被保険者一人につき三十万円（一の年度において当該被保険者の数が五を超える場合は、五人までの支給に限る。）

7　前項第一号イに規定する中小企業事業主が、同号イに該当することにより介護離職防止支援コース助成金の支給（同項第二号イ(2)の規定による支給に限る。）を受け、かつ、第一号に該当する場合にあつては、同項第二号イに定める額に加え、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する中小企業事業主
イ　介護休業をする被保険者の当該介護休業の期間について当該被保険者の業務を処理するために、必要な労働者を雇い入れ、又は派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた中小企業事業主であつて、その実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの
ロ　介護休業をする被保険者の業務を当該事業所に雇用される他の労働者が円滑に処理するための措置を講じた中小企業事業主であつて、当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの
二　次のイ及びロに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
イ　前号イに該当する中小企業事業主　被保険者一人につき二十万円
ロ　前号ロに規定する中小企業事業主　被保険者一人につき五万円

8　第六項第一号に規定する中小企業事業主が、同号に該当する被保険者について、同号に該当することにより介護離職防止支援コース助成金の支給を受け、かつ、次のいずれにも該当する場合にあつては、当該中小企業事業主に対しては、同項第二号に定める額に加え、十五万円を支給するものとする。
一　第六項第一号イに該当する被保険者については次のイからトまでに掲げる事項を、同号ロに該当する被保険者については次のイ、ロ、ホ及びヘに掲げる事項を当該被保険者に対して知らせた事業主
イ　介護休業及び就業と介護との両立に資する制度（以下この項において「介護休業等」という。）に関する事項
ロ　介護休業等の申出先
ハ　介護休業給付に関する事項
ニ　労働者が介護休業期間（育児・介護休業法第十五条第一項に規定する介護休業期間をいう。以下この号において同じ。）について負担すべき社会保険料の取扱い及び当該保険料を事業主に支払う方法
ホ　労働者の介護休業等の取得又は利用の期間中における待遇に関する事項
ヘ　介護休業等後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項
ト　育児・介護休業法第十五条第三項第一号に掲げる事情が生じたことにより介護休業期間が終了した労働者の労務の提供の開始時期に関する事項

二　次のイ及びロに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
イ　前号イに該当する中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
(1)　前号イに該当する被保険者が生じた中小企業事業主　被保険者一人につき二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）（一の年度において当該被保険者の数が五を超える場合は、五人までの支給に限る。）
(2)　(1)に該当する被保険者について、(1)の規定による支給を受けた中小企業事業主であつて、当該被保険者を介護休業の終了後三箇月以上継続して雇用したもの　被保険者一人につき二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）
ロ　前号ロに該当する中小企業事業主　被保険者一人につき二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）（一の年度において当該被保険者の数が五を超える場合は、五人までの支給に限る。）

（新設）

（新設）